

第1号議案、志免町長の給料月額の減額に関する条例の制定についての賛成の討論を行います。

本条例は、過去19年間にわたって下水道料金の徴収漏れが19件発生したことに対して、町長が行政の長として監督責任をとるとして、みずから自身の給与を3カ月間10%削減するという条例の提案ですが、まず私はこの審議を総務文教委員会だけに付託し、審査させた議会運営委員会に対して大変疑問を持っております。なぜならば、先ほどの厚生建設常任委員長のお話でもありましたけども、議会で下水道事業の審査を所管する委員会は厚生建設委員会であり、常にこれまで事業の審査をしていたわけで、当然本件に対する顛末は厚生建設委員会の所見が大変重要な部分であると思います。しかし、給与関係の条例改定ということだけで総務委員会に付託されました。総務文教委員会では、委員長報告のとおり否決であります。みずからその責任をとるとして減俸の条例提案をしてきた町長の行為の是非に、その背景なり経緯をより把握している所管の委員会の意も十分に聞かず、また反映もせず、どのような判断を下すことができるのでしょうか。まず、議会全体として議論すべきであったということと、そのような現在の議会運営に対して大変疑問を感じていることを申し上げておきます。

私も委員会で、今回の件は民間企業であれば完全なる過失による直接利益の損失で、その関係者は大変な処罰の対象となり、左遷なり、もし故意であれば懲戒免職にもなりかねない事例で、過去の当事者の責任も問われますが、現在でも想定されるミスであり、所管のチェック体制の不備は現組織、職員の責任でもあり、そのことをしっかり認識し、是正策を真剣に構築し、町民や議会に示す責務があると指摘をいたしました。まさにそのことをなすための第一歩として、議会から指摘されるのではなく町長みずから減俸、それも新聞報道を通してみずから広く世に開示し、その責任を問っているわけであります。私は、組織の長として、まずは自らの責任を認め、責任をとる意思を広く公表し、その中でチェックを重ね再発防止を徹底すると表明していることは大変重い意思表示であり、決意だと考えます。

公に公表したからには、その後の組織としての対応なり職員の意識改革については町長の責任と指導力が大きく問われるわけで、議会はこれからの是正策なり、成り行きを所管の厚生建設委員会を中心にしっかり監視し、審査しながら、議会の意に反するならば、逆に議会から減俸の追加議案を上程するなり、毅然として堂々と対峙すればよいことだと思います。

この条例を否決することは、減俸の金額なり期限を含めた今回の行為をだめだとするわけで、減俸せずともよい、また金額が高過ぎる、つまり責任を問わなくともよいととれるわけで、一方では減俸が甘い、もっと厳しくすべきともとれる曖昧で誤解を与える意思決定であり、町民にも理解しがたいことと思います。もし、もっと厳しいものを求めるならば、議案に対し付託決議をつけて賛成すべきで、反対の場合は、その理由いかに関係なく否は否なのです。

賛成の場合の付託決議のような条件つき反対はあり得ないわけです。極端に言えば、否決はもう減俸しなくてよいということなのです。一度否決すれば、仮に同じ減俸議案が執行部から出されても、また議会から提案するにしても、それに対してどう対処できるか、今回の反対は一体何だったのかとの批判も甘んじて受けることになります。よく考えていただきたい。

先ほどの質問でもありましたが、私も委員会の中で、この減俸の条例に反対するためには、それ相当のしっかりとした理論武装とその意をもって否決をしなければならないということを申し上げました。委員会中での議論では、私は少しその意に足りていないのではないかという思いがいたしてなりません。私は、この減俸条例はまず採択し、その後の顛末について議会として威厳を持って、しかも毅然と対峙することが議会に求められる筋の通った議会行為だということを申し上げ、本条例への賛成の討論といたします。